

1 職員の任免及び職員数等に関する状況

(1) 職員の総数

(各年4月1日現在)

区分	令和7年	令和6年
職員定数	人 3, 392	人 3, 424
職員数	人 3, 279 (うち女性 1, 049)	人 3, 277 (うち女性 1, 013)

(注) 職員が携わる職種には、事務職、土木・建築・機械技術職、資格職（保育士、保健師、学芸員等）、技能労務職などがあります。

会計年度任用職員（フルタイム）の職員数

令和7年4月1日現在： 365人

令和6年4月1日現在： 361人

(2) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
	令和7年	令和6年		
一般行政関係	人 1,992	人 1,972	人 20	欠員補充による職員数の増
特別行政関係	教育委員会	402	409	△7 業務や執行体制の見直しによる職員数の減
	消防局	493	492	1 業務や執行体制の見直しによる職員数の増
	小計	895	901	△6
公営企業等会計関係	上下水道局	277	282	△5 業務や執行体制の見直しによる職員数の減
	病院	7	13	△6 業務の終了による職員数の減
	その他	108	109	△1 欠員が補充できなかったによる職員数の減
	小計	392	404	△12
合計		3,279	3,277	2

(注) 1 職員数は、一般職を対象とし、再任用短時間勤務職員や会計年度任用職員などを除いています。

2 一般行政関係とは、教育、消防、公営企業等会計関係以外の部門です。公営企業等会計関係とは、上下水道・病院の公営企業及び特別会計部門です。

(3) 職員の年齢状況

全職員の平均年齢 (各年4月1日現在)

令和7年	令和6年
44.7歳	44.8歳

(4) 採用者の状況

採用試験の実施状況

区分	受験者 人 ()	1次試験合格者 人 ()	2次試験合格者 人 ()	最終合格者 人 ()	倍率
一般行政職	686 (799)	540 (501)	369 (154)	106 (70)	6.5 (11.4)
	268 (287)	210 (204)	147 (65)	59 (32)	4.5 (9.0)
資格職	45 (49)	32 (38)	24 (21)	16 (17)	2.8 (2.9)
	34 (37)	25 (32)	18 (20)	12 (16)	2.8 (2.3)
技能労務職	96 (132)	49 (61)	14 (20)	14 (20)	6.9 (6.6)
	22 (38)	9 (20)	4 (6)	4 (6)	5.5 (6.3)
消防職	177 (185)	86 (70)	30 (24)	12 (11)	14.8 (16.8)
	9 (9)	5 (3)	3 (2)	1 (1)	9.0 (9.0)
計	1,004 (1,165)	707 (670)	437 (219)	148 (118)	6.8 (9.9)
	333 (371)	249 (259)	172 (93)	76 (55)	4.4 (6.7)

(注) 1 各職種の下段は、女性の該当者数であり、内数です。

2 () 内は令和5年度の状況です。

(5) 人事異動の実施状況

区分	一般行政関係	教育委員会	消防局	上下水道局	計
部長級	人 2 (2)	人 1 (1)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 3 (3)
課長級	20 (32)	4 (5)	16 (7)	6 (3)	46 (47)
係長級	116 (104)	22 (12)	52 (32)	12 (15)	202 (163)
担当者級	199 (217)	59 (54)	93 (125)	38 (38)	389 (434)
合計	337 (355)	86 (72)	161 (164)	56 (56)	640 (647)

(注) 1 教育委員会には、校長、副校長、教諭等は含みません。

2 () 内は令和5年度の状況です。

(6) 退職者の状況

事由別退職者の数

区分	定年退職	勧奨退職	自己都合	その他	計
市長部局	人 57 (0)	人 10 (10)	人 32 (28)	人 1 (3)	人 100 (41)
教育委員会	8 (0)	1 (1)	5 (3)	3 (3)	17 (7)
消防局	11 (0)	2 (6)	4 (2)	0 (0)	17 (8)
病院	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
上下水道局	2 (0)	1 (2)	3 (3)	0 (0)	6 (5)
合計	78 (0)	14 (19)	44 (36)	4 (6)	140 (61)

(注) 1 定年退職とは定年（65歳。ただし経過措置により令和6年度は62歳）により退職するもの

勧奨退職とは勤続35年以上または年齢53歳以上の者で、勧奨に応じて退職するもの

自己都合とは本人の都合により退職するもの

その他とは死亡等により退職するもの

2 () 内は令和5年度の状況です。

(7) 再任用の状況

再任用とは、高齢者雇用のため定年退職者を再雇用する制度です。

なお、再任用職員には、定年前の職員と同様に勤務する常時勤務職員と、それよりも短時間勤務する短時間勤務職員があります。

また、定年引上げに伴い、定年年齢に達する前に短時間勤務職員として再任用することが可能となりました。

職種	常時勤務	短時間勤務
一般行政職	人 117 (154)	人 3 (0)
教育職	11 (15)	0 (0)
技能労務職	71 (84)	8 (19)
計	199 (253)	11 (19)

(注) 1 () 内は令和5年度の状況です。

2 職種は再任用時の職種で、一般行政職に医療職、消防職、企業職が含まれています。

(8) 障害者の任用状況

令和7年度	令和6年度
2. 82%	2. 97%
[2. 80%]	[2. 80%]
(1. 0人超過)	(6. 5人超過)

(注) 1 数値は各年6月1日現在の数値です。

2 [] 内は法定雇用率です。

3 () 内は法定雇用率に対して超過・不足している人数です。

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

人件費とは、職員に支給される給与のほか、特別職に支給される給料・報酬等、職員が加入している地方共済組合に事業主として支払う負担金等を合計したものです。

区分	住民基本台帳人口 (7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 5年度の人件費率
6年度	人 379,041	千円 171,315,612	千円 5,708,492	千円 29,882,760	% 17.5	% 16.0

普通会計とは、公営事業会計（水道、下水道、病院、国民健康保険費、介護保険費、後期高齢者医療費の各事業会計）を除いたものです。

(2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

職員給与費とは、職員に支給する給与の総額をいいます。

①一般職の職員

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
6年度	人 2,887	千円 11,331,431	千円 3,605,589	千円 4,817,406	千円 19,754,426	千円 6,843

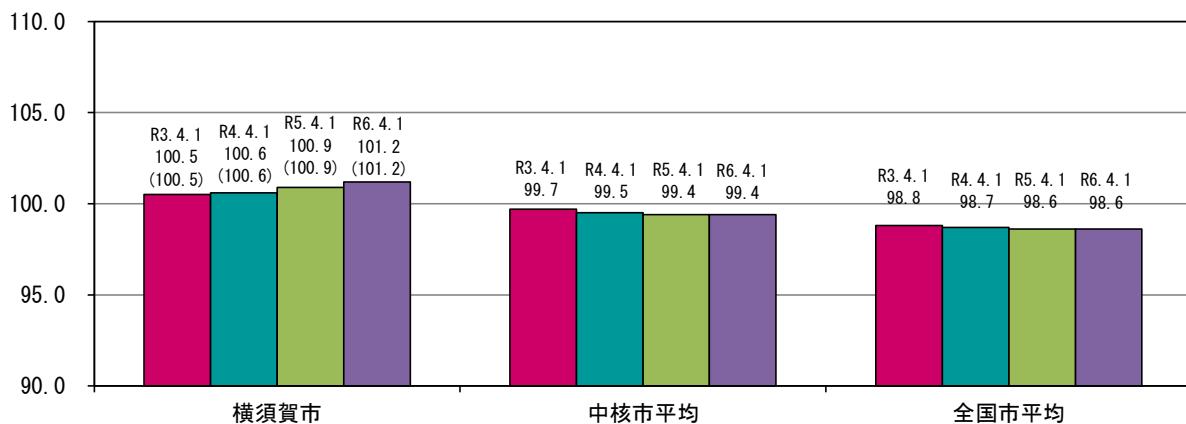
- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数については、令和7年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含みません。
 3 給与費は地方財政状況調査に使用した額（決算額）です。
 4 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

②会計年度任用職員（フルタイム）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
6年度	人 326	千円 873,756	千円 142,807	千円 357,906	千円 1,374,469	千円 4,216

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数については、令和7年4月1日現在の人数です。
 3 給与費は地方財政状況調査に使用した額（決算額）です。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を 100 として計算した指数です。
- 2 () 内の数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数です。
(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給割合) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給割合) により算出。)
- 3 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含みます）の算出に当たっては、60 歳に達した日後の最初の 4 月 1 日以降に支給される給料月額について、本来の給料月額の 7 割水準に設定される職員を除いています。

※令和 6 年 4 月 1 日のラスパイレス指数が 100 を超えている理由及び改善の見込み

主な要因として、国に比べ学歴による給与差が少ないとことや高齢層職員の給与水準が高いことが挙げられます。今後は、ラスパイレス指数を考慮し、給与の適正化に努めていきます。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均 2 % の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

①給料表の見直し [実施]

(給料表の改定実施時期) 平成 28 年 4 月 1 日

(内容) 国の見直し内容を踏まえ、一般職給料表で平均 1.9 % 引下げました。
なお、激変緩和のため、令和 8 年 3 月 31 日まで経過措置（現給保障）を実施しています。

②地域手当の見直し

(支給割合) 国基準 10 % に対し、本市においても 10 % を支給

	令和 4 年度 の支給割合	令和 5 年度 の支給割合	令和 6 年度 の支給割合
国基準	10 %	10 %	10 %
横須賀市	10 %	10 %	10 %

(5) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（各年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
横須賀市(7年)	43.3歳	333,002円	442,680円	401,118円
神奈川県(6年)	42.8歳	323,335円	423,674円	383,367円
国(7年)	41.9歳	332,237円	—	414,480円
中核市(6年)	42.3歳	322,065円	406,828円	366,830円

②技能労務職

区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)	年収ベース (試算値)
横須賀市(7年)	51.9歳	402人	310,459円	380,564円	358,473円	—
うち清掃職員	53.5歳	149人	323,552円	410,259円	373,331円	6,623,282円
うち学校給食員	51.3歳	99人	315,034円	366,007円	359,591円	6,079,027円
うち用務員	50.4歳	91人	300,331円	361,371円	351,001円	5,800,320円
うち自動車運転手	54.4歳	12人	302,100円	421,767円	348,889円	6,582,411円
うちその他	50.4歳	51人	283,367円	346,617円	328,482円	5,571,806円
神奈川県(6年)	52.3歳	252人	297,537円	356,224円	343,449円	
国(7年)	51.3歳	1,703人	294,567円	—	337,907円	
中核市(6年)	50.9歳	183人	319,664円	376,837円	350,144円	

(注) 1 その他は、ボイラー技士、土木作業員などです。

2 中核市の職員数は平均職員数です。

③高等学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
横須賀市(7年)	46.8歳	360,726円	447,235円
神奈川県(6年)	42.0歳	345,513円	421,361円
中核市(6年)	46.4歳	381,406円	446,739円

④看護・保健職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
横須賀市(7年)	44.4歳	327,872円	411,812円	381,541円
国(7年)	48.2歳	333,346円	—	375,323円
中核市(6年)	39.4歳	307,865円	379,162円	339,531円

⑤消防職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
横須賀市(7年)	43.4歳	340,617円	462,179円	409,381円
中核市(6年)	39.0歳	312,133円	409,367円	357,734円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、各年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
- また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出したものです。

(6) 職員の初任給の状況(令和7年4月1日現在)

区分		横須賀市	神奈川県	国
一般行政職	大学卒	227,400円	225,600円	総合職 230,000円 一般職 220,000円
	高校卒	196,800円	194,500円	一般職 188,000円
技能労務職	高校卒	192,500円	192,500円	185,700円
高等学校教育職	大学卒	252,000円	252,000円	—
看護・保健職	大学卒	232,000円	—	255,400円
	短大3卒	222,600円	—	249,400円
消防職	大学卒	237,600円	—	—
	高校卒	209,400円	—	—

(7) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和7年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	285,192円	362,532円	403,772円	412,189円
	高校卒	—	317,350円	348,500円	—
技能労務職	高校卒	247,700円	260,275円	279,500円	—
	中学卒	230,860円	247,700円	—	347,413円
高等学校教育職	大学卒	—	416,312円	—	413,296円
看護・保健職	大学卒	284,350円	340,400円	—	396,750円
消防職	大学卒	291,750円	365,780円	384,125円	408,100円
	高校卒	271,300円	340,925円	374,250円	382,920円

(注) 1 該当する職員がいない欄は、「—」としています。

2 該当する職員が少数の場合は、近似の経験年数を含めて、記載しています。

(8) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況 (令和7年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	担当者 (補助的又は定型的な業務を行う担当者)	65人	4.1%	178,100円	278,800円
2級	担当者	416人	26.2%	209,400円	341,600円
3級	主任 (相当高度な知識経験を必要とする担当者)	538人	33.9%	288,600円	390,500円
4級	係長・主査	295人	18.6%	329,300円	401,100円
5級	課長補佐 (相当高度な知識経験を必要とする係長・主査)	130人	8.2%	356,200円	419,600円
6級	課長	83人	5.2%	409,300円	456,600円
7級	次長 (相当高度な知識経験を必要とする課長)	34人	2.1%	421,500円	489,400円
8級	局長・部長	27人	1.7%	511,200円	542,000円
計		1,588人	100.0%		

- (注) 1 横須賀市の職員給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 一般職給料表が適用されている職員のうち、一般行政職職員の給料表の級区分による職員数です。
 3 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(9) 昇給の実施状況

昇給には以下のものがあります。

① 査定昇給

4月1日から3月31日までの1年間の勤務成績により、翌年4月1日に5段階の昇給区分で昇給します。(昇給区分をEに決定された一般職員は、昇給しません。)

(一般職員)

昇給区分	A	B	C(標準)	D	E
昇給の号給数	8号給以上	5号給 6号給	4号給	1号給以上 3号給以下	0号給

(特定職員：課長級以上の職にある職員)

昇給区分	A	B	C(標準)	D	E
昇給の号給数	8号給以上	4号給以上 6号給以下	3号給	1号給 2号給	0号給

② その他の昇給

それ以外に昇給できる場合としては、次の場合があります。

- ・研修に参加し、その成績が特に良好な場合
- ・業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績があったことにより表彰を受けた場合
- ・職制若しくは定員の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたことにより退職する場合
- ・勤務成績が良好である職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合その他特に必要があると認められる場合

(10) 高齢層職員の昇給抑制制度の概要

高齢層職員の昇給抑制制度とは、民間企業等との均衡を図るために、一定年齢以上の職員について、昇給抑制を行う制度で、査定昇給時の昇給号給数を半分に抑制しています。

なお、国家公務員は、一定年齢以上の職員について、標準の勤務成績では昇給停止となる制度を平成26年1月から導入しています。定年の引上げに伴い、本市においても、令和5年度から60歳以上の職員は昇給停止としています。

職種	横須賀市	国
一般行政職	55歳以上：昇給抑制 60歳以上：昇給停止（標準の勤務成績の場合）	55歳以上：昇給停止（標準の勤務成績の場合）
技能労務職	55歳以上：昇給抑制 60歳以上：昇給停止（標準の勤務成績の場合）	57歳以上：昇給停止（標準の勤務成績の場合）

(11) 職員の手当の状況

職員は、以下の手当が支給されます。

期末手当・勤勉手当：民間企業のボーナス等に相当する手当

退職手当：退職したときに支給される一時金

地域手当：民間における賃金等を考慮して職員に支給される手当

特殊勤務手当：危険、困難、不健康な業務等に従事したときに支給される手当

時間外勤務手当：正規の勤務時間を超えて勤務したときに支給される手当

その他、扶養手当、住居手当、通勤手当等があります。

①期末手当・勤勉手当

横須賀市	神奈川県	国
1人当たり平均支給額(6年度) 1,732千円	—	—
(6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50月分 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分	(6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50月分 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分	(6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50月分 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

②退職手当 (令和7年4月1日現在)

横須賀市			国		
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置：なし			その他の加算措置：定年前早期退職特例措置 (3~45%加算)		
1人当たり平均支給額 2,544千円 21,201千円					

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額です。
 2 「勧奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

③地域手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績 (令和6年度決算)		1,223,337千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)		408千円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度 (支給割合)
全地域	11%	2,995人	11%

④特殊勤務手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績 (令和6年度決算)			104,740千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)			157,031円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和6年度決算)			22.3%	
手当の種類 (手当数)			15	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (6年度決算)	左記職員に対する 支給単価
福祉業務手当	社会福祉主事、知的障害者福祉司等	社会福祉の現業に従事	5,938千円	日額 300円
	児童福祉司、児童心理司等	児童相談所における社会福祉の現業に従事	12,430千円	日額 1,000円
深夜特殊業務手当	総務課警備員、広域処理センター交代制勤務者	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務に従事	389千円	1勤務 200円～800円
防疫作業手当	医師、消防吏員以外の職員	感染症患者の救護、防疫作業に従事	21千円	日額 200円
(特例)	全職員	特定新型インフルエンザ等から市民等の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業に従事	0千円	日額 1,500円 (下記以外)、 4,000円 (緊急に行われた措置に係る作業で、心身に著しい負担を与える作業に従事した場合)
保健所等業務手当	医師、歯科医師	保健所等に勤務する医師・歯科医師が所定の業務に従事	2,760千円	月額100,000円以内

災害応急作業手当		全職員	災害対応に係る応急作業に従事	1,076千円	日額 1,080円（市外、市内危険区域）、2,160円（市外危険区域）
特別手当	用地交渉特別手当	全職員	公共用地の取得等に係る交渉業務に従事	12千円	1件 180円（昼間）、230円（夜間）
	下水管内検査等手当	財務部職員、建設部職員	下水管内の検査、清掃業務等に従事	0千円	日額 150円（新設管）、300円（使用管）
	自宅待機手当	全職員	業務命令により自宅待機したとき	792千円	日額 450円（平日）、1,800円（週休日、祝日）
	特殊車両運転手当	建設部職員	重機車両等の運転業務に従事	0千円	日額 200円
	道路上作業手当	建設部職員	指定された路線において、交通を遮断することなく道路の維持・補修作業に従事	94千円	日額 200円
	高所作業手当	環境部職員	地上10メートル以上の足場の不安定な高所において、点検・維持管理作業等に従事	235千円	日額 150円
	時間を単位とする特殊勤務手当	全職員	勤務時間外に災害対応等の業務に従事	26,554千円	一般職員 2,370円 医師・歯科医師 3,851円
救急出動手当		消防吏員	救急業務に従事	16,628千円	1回 150円、510円（救急救命士）
災害出動手当		消防吏員	水震火災等の災害防御又は警戒業務に従事	2,538千円	1回 300円、日額 2,300円（毒性物質等による災害）
特殊作業手当		消防吏員	地上又は水上10メートル以上の足場の不安定な高所で消防作業等に従事	249千円	日額 150円
潜水手当		消防吏員	潜水器具を着用して人命救助等のため潜水作業に従事	56千円	200円～1,000円
交替制勤務手当		消防吏員	常時24時間の勤務に服する職員が当該勤務に従事	26,728千円	1回 600円
緊急消防援助隊手当		消防吏員	緊急消防援助隊としての業務に従事	299千円	日額 2,160円
国際緊急援助隊手当		消防吏員	国際緊急援助隊の派遣に関する法律に規定する国際緊急援助活動に従事	0千円	日額 4,000円
教員特殊業務手当		高等学校等教職員	教職員が非常災害時における生徒の保護等の業務に従事	7,941千円	1回 400円～7,500円
教育業務連絡調整手当		高等学校教職員（主任）	教務主任等が担当業務に従事	0千円	日額 200円

⑤時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	960,290千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	321千円
支給実績（令和5年度決算）	978,610千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	328千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

⑥その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	配偶者 7,700円	異なる	配偶者 3,000円	297,147 千円	240,800 円
	配偶者以外の扶養親族 子 10,100円 父母等 7,700円		配偶者以外の扶養親族 子 11,500円 父母等 6,500円		
	配偶者のない職員の扶養 親族のうち1人 子 11,600円 父母等 7,700円				
	満16歳の年度初めから満 22歳の年度末までの子等 の扶養親族(加算) 5,500円	異なる	満16歳の年度初めから満 22歳の年度末までの子等 の扶養親族(加算) 5,000円		
住居手当	自己所有住宅 5,000円 借家・借間 支給限度額 30,000円	異なる	借家・借間 支給限度額 28,000円	301,353 千円	151,206 円
通勤手当	通勤距離2km以上に支給 交通機関利用者:運賃相 当額 支給限度55,000円 交通用具利用者:通勤距 離に応じて支給 支給限度31,600円	異なる	通勤距離2km以上に支給 交通機関利用者:運賃相 当額 支給限度150,000円 交通用具利用者:通勤距 離に応じて支給 支給限度31,600円	323,212 千円	121,967 円
管理職手当	管理又は監督の地位にあ る職員のうち規則で指定 する職、級にある者に対 して支給 8級(局長又は部長) 100,000円~130,000円 7級(次長) 85,000円~90,000円 6級(課長) 75,000円~80,000円 5級(課長補佐) 60,000円	異なる	俸給の特別調整額 行政職俸給表(一)を 適用する職員 46,300円~139,300円	324,896 千円	833,066 円
初任給調整手当	医師、歯科医師に採用さ れた職員で採用後35年を 経過しない職員に採用後 等の期間に応じて支給	異なる	国の制度では、科学技術 に関する専門知識を有す る職員を対象とするなど 支給範囲及び支給額が異 なる。	8,809 千円	1,761,744 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、 午後10時から翌日午前5 時までの間に勤務するこ とを命じられた職員に支 給 時間外勤務手当基礎額× 25/100×夜間勤務時間数	同じ	—	22,900 千円	59,021 円

宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に支給 勤務1回につき 5,500円	異なる	勤務1回につき 4,400円 ～21,000円	4,524 千円	145,927 円
産業教育手当	実習を伴う工業に関する科目を主として担任する教諭等に支給 給料表の級号給に応じて 18,000円～38,000円	—	—	0 千円	0 円
定時制教育手当	定時制課程を置く高等学校の校長及び教員(本務として定時制教育に従事する養護教諭、養護助教諭及び実習助手に限る。)に対して支給 校長 27,000円、教員34,000円	—	—	732 千円	732,000 円
義務教育等教員特別手当	教育職員に対して支給 給料表の級号給に応じて 8,000円を超えない範囲内	—	—	4,624 千円	70,065 円

(12) 特別職の報酬等の状況 (令和7年4月1日現在)

区分		給料	月額	等
給料	市長		1,031,000 円	
	副市長		877,000 円	
	教育長		677,000 円	
	代表監査委員		677,000 円	
報酬	議長		743,000 円	
	副議長		680,000 円	
	議員		646,000 円	
期末手当	市副市長	(6年度支給割合)	3.45月分	
	議副議長員	(6年度支給割合)	3.45月分	
退職手当	市副市長	(算定方式) 1,031,000円×在職月数×45/100 877,000円×在職月数×33.75/100	(1期の手当額) 22,269,600円 14,207,400円	(支給時期) 任期ごとに支給 任期ごとに支給

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、
1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

2 常勤の特別職には給料を、非常勤の特別職には報酬を支給することとされています。

(13) 給与改定の概要

(一般職)

令和6年人事院勧告に準じ、次の改定を行いました。

項目	横須賀市の改定状況	国の改定状況
給 料	2.9%引上げ	3.0%引上げ
手 当	期末手当及び勤勉手当の引上げ (各 0.05 月、計 0.1 月)	期末手当及び勤勉手当の引上げ (各 0.05 月、計 0.1 月)

(特別職)

項目	横須賀市の改定状況	国の改定状況
給 料	改定なし	1.1%引上げ
手 当	期末手当の引上げ (0.05 月)	期末手当の引上げ (0.05 月)

参考 令和6年人事院勧告の概要

- ① 民間給与との較差 (2.76%) を埋めるため、俸給表の水準を引上げ
- ② ボーナスを引上げ (0.1月分) 、民間の支給状況等を踏まえ期末手当及び勤勉手当に反映

(14) 旅費の概要

公務出張に要する費用を旅費として支給しています。

その概要は次のとおりです。

種 類	内 容	支給額
鉄道賃・船賃・ 航空賃・車賃	運賃等を支給しています。	実費
旅行雑費	災害対応等の市外出張について支給しています。	1日につき200円
宿泊料	宿泊を要する場合に支給しています。	実費 (13,000円を上限)
支度料	外国への出張には、支度に要する費用を支給しています。	国に準拠
日当	外国への出張には、日当を支給しています。	国に準拠

(15) 公営企業職員の状況

公営企業職員とは、水道、下水道、病院等の公営企業に係る職員のうち、地方公営企業法の職員の身分取扱の規定が適用される職員を指します。

水道事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 5年度の総費用に占 める職員給与費比率
6年度	千円 9,233,902	千円 873,748	千円 868,111	% 9.4	% 9.5

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 225,438 千円を含みません。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
6年度	160人	637,146千円	171,431千円	284,972千円	1,093,549円	6,835千円

(注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。

2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数です。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含みません。

②職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
横須賀市（水道事業）	44.6歳	341,443円	429,546円

(注) 1 「平均給料月額」とは、各年4月1日現在における職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものです。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

横須賀市（水道事業）	横須賀市（一般行政職・団体平均等）
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,781千円	1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,732千円
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40) 月分 (1.00) 月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40) 月分 (1.00) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

横須賀市（水道事業）			横須賀市（一般行政職・団体平均等）		
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	なし		その他の加算措置	なし	
1人当たり平均支給額	3,778千円	22,165千円	1人当たり平均支給額	2,544千円	21,201千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額です。

2 「勧奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		67,170千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		420千円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
全地域	11%	160人	11%

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）				2,020千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）				28,864円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度決算）				43.8%
手当の種類（手当数）				7
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（6年度決算）	左記職員に対する支給単価
停水執行手当	停水執行担当職員	停水執行業務	0千円	1件当たり200円
特殊作業手当	技術職員	給配水管の漏水修理等作業	339千円	日額200円
終日・交替制勤務手当	交替制勤務職員	交替制勤務職員の夜勤従事	1,255千円	1勤務当たり1,800円
災害応急作業手当	全職員	災害対応に係る応急作業に従事	357千円	日額1,080円（市外、市内危険区域）、2,160円（市外危険区域）
用地交渉特別手当	用地管理担当職員	用地等の取得交渉に従事	0千円	日額180円（17時15分以降230円）
下水道管内検査・清掃特別手当	技術職員	下水道管等の検査、汚物清掃業務	1千円	日額 新設管 150円 使用中の管 300円 汚物附着機器清掃150円 上記以外汚物清掃300円
時間を単位とする特殊勤務手当	全職員	勤務時間外に災害対応等の業務に従事	68千円	1時間当たり2,370円

才 時間外勤務手当

支給実績 (令和6年度決算)	26,997千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)	190千円
支給実績 (令和5年度決算)	36,291千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)	242千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

カ その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	配偶者 7,700円	同じ	-	19,482千円	256,340円
	配偶者以外の扶養親族 子 10,100円 父母等 7,700円				
	配偶者のない職員の扶養親族のうち1人 子 11,600円 父母等 7,700円				
	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子等の扶養親族(加算) 5,500円				
	自己所有住宅 5,000円 借家・借間 支給限度額 30,000円				
住居手当		同じ	-	19,754千円	158,032円
通勤手当	通勤距離2km以上に支給 交通機関利用者:運賃相当額(支給限度額55,000円) 交通用具利用者:通勤距離に応じて支給(支給限度額31,600円)	同じ	-	18,628千円	123,363円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち規則で指定する職、級にある者に対して支給 8級(部長) 100,000円 7級(次長) 85,000円 6級(課長) 75,000円 5級(課長補佐) 60,000円	同じ	-	15,026千円	834,800円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務することを命じられた職員に支給 時間外勤務手当基礎額×25/100×夜間勤務時間数	同じ	-	2,354千円	168,122円

下水道事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 5年度の総費用に占める 職員給与費比率
6年度	千円 14,334,344	千円 767,187	千円 559,339	% 3.9	% 3.9

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 255,955 千円を含みません。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
6年度	120人	481,995千円	121,073千円	212,226千円	815,294千円	6,794千円

(注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。

2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数です。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含みません。

②職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
横須賀市（下水道事業）	43.9歳	334,080円	418,807円

(注) 1 「平均給料月額」とは、各年4月1日現在における職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものです。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

横須賀市（下水道事業）	横須賀市（一般行政職・団体平均等）
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,769千円	1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,732千円
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40) 月分 (1.00) 月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40) 月分 (1.00) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

横須賀市（下水道事業）			横須賀市（一般行政職・団体平均等）		
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	なし		その他の加算措置	なし	
1人当たり平均支給額	2,309千円	21,086千円	1人当たり平均支給額	2,544千円	21,201千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額です。

2 「勧奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）	50,582千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	422千円		
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
全地域	11%	120人	11%

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）	628千円			
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	13,361円			
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度決算）	39.2%			
手当の種類（手当数）	6			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (6年度決算)	左記職員に対する 支給単価
特殊作業手当	技術職員	下水処理業務、下水処理水の水質試験業務	459千円	日額200円
災害応急作業手当	全職員	災害対応に係る応急作業に従事	0千円	日額1,080円（市外、市内危険区域）、2,160円（市外危険区域）
用地交渉特別手当	用地管理担当職員	用地等の取得交渉に従事	0千円	日額180円（17時15分以降230円）
下水道管内検査・ 清掃特別手当	技術職員	下水道管等の検査、 汚物清掃業務	6千円	日額 新設管 150円 使用中の管 300円 汚物附着機器清掃150円 上記以外汚物清掃300円
自宅待機手当	全職員	業務命令による自宅待機	17千円	日額450円 (休日 1,800円)
時間を単位とする 特殊勤務手当	全職員	勤務時間外に災害対応等の業務に従事	146千円	1時間当たり 2,370円

才 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	18,066千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	170千円
支給実績（令和5年度決算）	16,193千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	145千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和6年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）
扶養手当	配偶者 7,700円	同じ	—	12,173千円	264,637円
	配偶者以外の扶養親族 子 10,100円 父母等 7,700円				
	配偶者のない職員の扶養親族のうち1人 子 11,600円 父母等 7,700円				
	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子等の扶養親族(加算) 5,500円				
	自己所有住宅 5,000円 借家・借間 支給限度額 30,000円				
住居手当		同じ	—	13,031千円	153,311円
通勤手当	通勤距離2km以上に支給 交通機関利用者：運賃相当額 (支給限度額55,000円) 交通用具利用者：通勤距離に応じて支給 (支給限度額31,600円)	同じ	—	14,938千円	131,038円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち規則で指定する職、級にある者に対して支給 8級（部長） 100,000円 7級（次長） 85,000円 6級（課長） 75,000円 5級（課長補佐） 60,000円	同じ	—	11,654千円	832,414円

3 職員の勤務状況等

(1) 年次休暇の概要と取得状況

労働基準法の規定に従い、原則として1年に20日の有給休暇が与えられます。

令和6年度の平均取得日数	令和5年度の平均取得日数
15. 6日	15. 5日

(2) 特別休暇の概要と取得状況

種類	付与日数	取得者数	
		令和6年度	令和5年度
ドナーリスト休暇	必要な期間	人 1	人 1
ボランティア休暇	5日以内	8	6
結婚休暇	7日以内	47	59
パートナーシップ休暇	7日以内	0	0
出産休暇	産前産後8週間	42	35
育児休暇	1日2回、1回30分	7	3
出産補助休暇	3日以内	66	69
子育て休暇	5日以内	59	67
出生応援休暇	10日以内	9	7
忌引休暇	1日から10日以内	452	442
追悼休暇	1日	33	35
夏季休暇	7日以内	3, 209	3, 227
災害休暇	7日以内	2	3
	必要な期間	220	738
感染症休暇	必要な期間	0	21
リフレッシュ休暇	勤続の節目 6日の範囲内	489	668
	その他 2日以内	3, 075	3, 103
看護休暇	10日以内	739	661
短期介護休暇	5日以内 (2人以上は10日以内)	48	41
その他の休暇	—	2	2

(3) 介護休暇の概要と取得状況

職員が要介護者の介護をするため、一の継続する要介護状態ごとに3回を超える通算6か月以内で指定する期間内において休暇（1日または1時間単位）を取得することができます。

区分	取得者数	
	令和6年度	令和5年度
介護休暇	人 1(1)	人 1(1)

(注) () 内は、女性の取得者数であり、内数です。

(4) 介護時間の概要と取得状況

職員が要介護者の介護をするため、一の継続する要介護状態ごとに、連続する3年の期間内において、休暇（1日2時間を限度）を取得することができます。

区分	取得者数	取得者数
	令和6年度	令和5年度
介護時間	人	人
	0 (0)	0 (0)

（注）（ ）内は、女性の取得者数であり、内数です。

(5) 病気休暇の概要と取得状況

職員が負傷または疾病のために勤務できない場合、医師の証明書等に基づき、療養のために必要最小限度の期間、勤務することができます。

区分	取得者数	
	令和6年度	令和5年度
病気休暇	人	人
	986	1,057

(6) 育児休業の概要と取得状況

職員が育児をするための休業制度があり、育児休業は対象となる子が3歳になるまでの期間、部分休業は対象となる子が小学校に就学する直前までの期間（1日2時間を限度）について取得することができます。

区分	取得者数	
	令和6年度	令和5年度
育児休業	人	人
	103 (39)	83 (28)
部分休業	21 (16)	15 (10)

（注）（ ）内は、女性の取得者数であり、内数です。

(7) 配偶者同行休業の概要と取得状況

公務において活躍されることが期待される有為な職員の継続的な勤務を促進するため、職員が、外国で勤務等する配偶者と生活を共にすることを可能とする休業制度です。

区分	取得者数	
	令和6年度	令和5年度
配偶者同行休業	人	人
	1 (1)	1 (1)

（注）（ ）内は、女性の取得者数であり、内数です。

(8) 安全衛生管理体制の整備状況

(各年4月1日現在)

組織等	説明	令和6年度	令和5年度
		設置者数等	設置者数等
安全衛生委員会	労働者の健康障害を防止するための基本対策等で衛生に関する重要事項について調査審議するため、また、労働者の危険を防止するための基本対策等で安全に関する重要事項について調査審議するため設置される委員会	11委員会	11委員会
総括安全衛生管理者	安全衛生管理者及び衛生管理者の指揮や、労働者の危険または健康障害を防止するための措置等の事業場の安全衛生に関する業務の統括管理を行う者	7人	7人
安全管理者	総括安全衛生管理者の指揮のもとに、職場の設備や作業方法等に危険がある場合における応急措置等、安全に係る技術的事項を管理する者	42人	42人
衛生管理者	総括安全衛生管理者の指揮のもとに、健康に異常のある者の発見・措置や、作業環境の衛生上の調査等、衛生に係る技術的事項を管理する者	19人	19人
産業医	健康診断を実施する等、労働者の健康管理等に当たるとともに、事業者又は総括安全衛生管理者を指導助言する等、専門家として活動する医師	3人	3人
安全衛生委員会委員	安全衛生委員会を運営するための委員で、総括安全衛生管理者又は準ずる者、安全管理者から事業者が指名した者、当該事業場の労働者のうち安全に関し経験を有する者	124人	124人

4 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

職員は身分を保障されていますが、一定の事由があれば、分限処分や懲戒処分により職を失ったり、降任されたり、給料を減額されたりします。

分限処分とは公務の能率の維持のために行う処分であり、懲戒処分とは公務員としてふさわしくない非行等があった場合に公務員関係の秩序を維持するために行う処分です。

(1) 分限処分者 延40人

処 分 事 由	降 任	免 職	休 職	降 給
勤務実績が良くない場合	人 0 (0)	人 0 (0)	人	人
心身の故障の場合	0 (0)	0 (0)	40 (35)	
その職に必要な適格性を欠く場合	0 (0)	0 (0)		
職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合	0 (0)	0 (0)		
刑事事件に関し起訴された場合			0 (0)	
条例に定める事由による場合			0 (0)	0 (0)
計	0 (0)	0 (0)	40 (35)	0 (0)

(注) 1 () 内は令和5年度の状況です。

2 休職は新規発令件数です。

(2) 懲戒処分者 延 1人

処 分 事 由	免 職	停 職	減 給	戒 告
給与・任用に関する不正	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)
一般服務違反関係	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)
一般非行関係	0 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (0)
収賄等関係	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
道路交通法違反	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
管理監督責任	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
計	0 (0)	0 (2)	1 (0)	0 (0)

(注) 1 () 内は令和5年度の状況です。

2 地方公務員法以外の措置として訓告等があります。

5 職員の研修の状況

(1) 庁内研修

①必須研修 各職位の役割を認識し必要な知識を身につけるために行う研修

新規採用職員研修ほか	令和6年度	令和5年度
	延 3, 255人	延 3, 547人

②能力開発研修 人材育成基本方針に基づく求められる能力ごとに必要な知識の習得や能力開発を目的とした研修（研修体系変更による能力開発研修の削除）

人権、さわやか応対研修ほか	令和6年度	令和5年度
	0人	0人

③自由選択研修 業務にすぐに役立つスキルを身につけるために行う研修など

財務研修ほか	令和6年度	令和5年度
	延 3, 376人	延 2, 721人

（2）派遣研修 より広い視野や専門的な知識を身につけるために、職員を外部の専門機関などへ派遣することにより行う研修

市町村アカデミーほか	令和6年度	令和5年度
	延 414人	延 293人

（3）その他の研修 自己啓発支援、職場集合研修など

自主研究グループ活動援助、職場集合研修援助ほか	令和6年度	令和5年度
	延 126人	延 141人

6 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 公務災害補償の概要と実施状況

公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。）又は通勤による災害には、地方公務員災害補償基金から一定の補償がなされます。

区分	令和6年度		令和5年度	
	傷病	死亡	傷病	死亡
通勤災害	認定発生取扱件数 件 8	件 0	件 6	件 0
	公務上認定件数 8	0	6	0
	公務外認定件数 0	0	0	0
	認定手続申請中 0	0	0	0
公務災害	認定発生取扱件数 32	0	26	0
	公務上認定件数 32	0	26	0
	公務外認定件数 0	0	0	0
	認定手続申請中 0	0	0	0

(2) 職員の健康診断等の概要

労働安全衛生法に従い、職員の健康診断を年1回実施しており、職員の健康に配慮しています。

また、保健師が健康診断後の事後指導を行うとともに、職場への巡回を含めた健康相談を実施しています。

(3) メンタルヘルスへの対応状況

メンタルヘルスに対しては、人事課に相談窓口を置いて、産業医と保健師が随時相談に応じているほか、精神科医、臨床心理士及び産業カウンセラーによるメンタル相談を実施しています。

また、職員を対象にメンタルヘルスの研修を行っています。

(4) ハラスメントへの対応状況

ハラスメントに対しては、職員の相談窓口を人事課において、随時相談を受け付けています。相談を受けた場合、必要に応じて専門の相談員による対応をしています。

また、職員を対象にハラスメントに関する研修を行っています。

(5) その他職員福祉のための独自の制度の概要

地方公共団体は、「職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について、計画を樹立し、これを実施しなければならない。」と地方公務員法に定められています。

この規定に基づき、職員の厚生や福祉の増進を図るため、その運営組織として、横須賀市職員厚生会を設置しています。

横須賀市職員厚生会は、職員からの会費と市からの交付金などをもとに、各種事業を実施しています。

ア 横須賀市職員厚生会会員

会員数は、令和7年3月現在、3,329人で、そのうち正規職員（再任用職員を含む）が3,233人で、会計年度任用職員が96人です。

会員の会費は、正規職員が給料月額の6/1000で、再任用職員（短時間勤務）と会計年度任用職員が月額700円です。

イ 主な事業（交付金補助対象事業）

- (ア) 文化・教養事業 文化体育奨励費
- (イ) レクリエーション事業 カフェテリアプラン
- (ウ) 厚生施設事業 ベネフィット・ステーション（福利厚生サービス）

ウ 主な収入（令和6年度決算額）

- (ア) 会費 75,056,342円
- (イ) 市からの交付金 38,676,144円
- (ウ) その他（手数料ほか） 15,205,097円

7 公平委員会の業務の状況（措置要求、不服申立）

（1）勤務条件に関する措置要求の概要と状況

令和6年 度 当 初 継続件数	新規申立 件 数	処 理 件 数					令和6年 度 末 繼 続件数
		申立容認	棄 却	却 下	取下げ	計	
件 0	件 0	件 0	件 0	件 0	件 0	件 0	件 0

（2）不利益処分に関する審査請求の概要と状況

令和6年 度 当 初 継続件数	新規申立 件 数	処 理 件 数					令和6年 度 末 繼 続件数
		処分取消	処分容認 (棄却)	却 下	取下げ	計	
件 0	件 0	件 0	件 0	件 0	件 0	件 0	件 0

8 その他

(1) 定員適正化計画及び職員削減の状況

横須賀市は、平成9年度から平成13年度の5年間で職員を295人削減する定員適正化計画を策定しました。

平成14年度から平成16年度においては、第3次『行政改革推進のための実施計画』を策定し、「人件費率29%未満」の数値目標のもとで、職員削減に取り組みました。

平成17年度には、行政改革大綱を改定し、その取り組みを示した『集中改革プラン』において、平成18年度から平成22年度までの5年間で職員325人の削減を計画しました。ただし、この期間内に市民病院の指定管理者移行等を行った結果、定員の削減数は653人となりました。

平成23年度から平成25年度においては、『行政改革プラン』を策定し、28人の定員の削減を実施しました。

平成26年度からは、『第2次行政改革プラン』(計画期間平成26年度～29年度)を策定し、職員数の適正化に取り組みました。(定員削減数52人)

平成30年度からは、『第3次行政改革プラン』(計画期間平成30年度～令和3年度)を策定し、119人の定員の削減を実施しました。

なお、令和2年度では、業務の委託化などで定数を削減した一方、実人員数は欠員を補充したことなどで推移に違いが生じています。

令和4年度以降は、事業等の見直しと合わせて、引き続き、執行体制の見直しに向けて取り組んでいます。

過去10年間の年次別職員削減状況(実績)の概要 (各年4月1日現在)

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
定 員	人 3,364	人 3,456	人 3,477	人 3,498	人 3,479
前年度比較	9	※ 92	21	21	△19
実人員	3,204	3,302	3,315	3,297	3,344
前年度比較	17	※ 98	13	△18	47

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
定 員	人 3,444	人 3,418	人 3,436	人 3,424	人 3,392
前年度比較	△35	△26	18	△12	△32
実人員	3,314	3,268	3,281	3,277	3,279
前年度比較	△30	△46	13	△4	2

※平成29年の前年度比較のうち62人は、横須賀市・三浦市消防広域化に伴う増です。

(2) 特定事業主行動計画の実施状況

横須賀市は、特定事業主行動計画「仕事と子育て両立支援プラン」及び「横須賀市女性活躍推進プラン」が令和2年度末をもって終期を迎えたため、令和3年度からは両計画を統合し、1つの特定事業主行動計画として、「女性活躍・子育てサポートプラン」を策定し、本市で働く全ての女性が個性と能力を十分に発揮できるよう、また男女問わず職員が仕事と子育てを両立できることを推進しています。

計画の数値目標に対する実績（目標年次 令和7年度）

項目		目標値	令和6年度 実績
①	男性職員の育児休業取得率	100.0%	84.2%
②	女性職員の育児休業取得率	(毎年度) 100.0%	100.0%
③	男性職員の出産補助休暇取得率	(毎年度) 100.0%	86.8%
④	男性職員の子育て休暇取得率	(毎年度) 100.0%	78.9%
⑤	年次休暇(年間20日)の職員一人当たりの 取得日数	(毎年度) 年間15日	15.6日
⑥	採用試験(消防吏員を除く)受験者の女性割合	50.0%	39.2%
⑦	消防吏員採用試験受験者の女性割合	15.0%	5.4%
⑧	管理職の女性割合を課長級以上	20.0%	12.2%
⑨	課長補佐の女性割合	35.0%	16.7%

※ 目標値に「(毎年度)」とついているものは目標年次が毎年度のものです。